

農業経営基盤の強化の促進
に関する基本的な構想

令和5年9月変更

秋田県横手市

目 次

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	3
第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	3
第4 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項	3
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方	
2 市が主体的に行う取組	
3 関係機関との連携	
第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及び農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項	4
第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	5
1 利用権設定等促進事業に関する事項	
2 農地中間管理機構が行う特任事業に関する事項	
3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	
4 農協が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	
(1) 農作業の受委託の促進	
(2) 農協による農作業の受委託のあっせん等	
5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	
6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	
7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	
第7 その他	13
別紙1 (第2関係)	14
別紙2 (第6の1の(1)⑥関係)	22
別紙3 (第6の1の(2)関係)	23

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 本市農業の概況

横手市は、秋田県の県南地域として東の奥羽山脈、西の出羽丘陵に囲まれた横手盆地に位置し、東西に約45km、南北に約35kmの広がりを見せており、総面積は692,80km²で秋田県の6.0%を占めている。

横手市の農業は肥沃な土壌と恵まれた気象条件のなかで営まれ、特に基幹作物である水稲については、横手市の中核的産業を形成し、山間丘陵地帯での畑作、畜産、果樹などを含め発展してきた。近年経営の発展を図るため施設園芸の導入が盛んとなっている。

今後は、特にこのような施設園芸において、高収益性の作目、作型を、担い手を中心に導入して、地域として産地化を図ることとする。また、耕種を中心に経営規模の拡大を志向する農家と施設園芸による集約的経営を展開する農家との間で、労働力提供、農地の貸借等においてその役割分担を図りつつ、地域複合としての農業発展を目指す。

2 農業の課題と展望

横手市の農業構造については、生産基盤の整備、生産施設の近代化、更に、担い手を中心とした生産組織による機械、施設の共同化等が図られてきており、基盤整備によるほ場の大区画化が進んだことで、経営規模が大きい経営体による法人化も進んでいる。また、兼業農家など中規模の農業者から大規模農業者への農地流動化が進んできているものの、担い手の高齢化とともに、農業法人においても農業従事者の確保が困難な状況が顕著となっており、新たな担い手への確保・育成が急務となっている。

また、中山間地域において、農業就業人口の高齢化及び減少に伴って農業後継者に継承されない、又は担い手に集積されない農地が発生した場合、利用集積が遅れるばかりでなく、周辺農地の耕作にも大きな支障を及ぼすおそれがある。

こうした問題を解決するため、地域農業経営基盤強化促進計画（以下、「地域計画」という。）に関する話し合いにより、農地集積や新規就農・経営継承を促し、農業の体質強化を図るとともに、農家所得の向上を図るため、農業者が生産・加工・販売まで一体的に行う6次産業化の取組みを推進する。

3 農業経営基盤の強化の促進に関する取り組み

横手市は、このような地域の農業構造の現状及びその見通しのもと、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのある産業となるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な指標は、横手市において現に形成されている優良な事例を踏まえ農業経営の発展を目指し、農家がゆとりある農家生活をおくるための年間所得（主たる農業従事者1人当たり420万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,000時間以内）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が横手市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

4 農業経営基盤強化の促進に関する具体的手法

横手市は、将来の横手市農業経営を担う若い農業経営者の意向やその他農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関する団体が地域農業の振興を図るために行う自主的な努力を基調に意欲と能力のある農業者が農業経営の発展を目指すことを支援する農業経営基盤強化促進対策事業などの施策を総合的に実施する。

(1) 横手市は、秋田県平鹿地域振興局農林部農業振興普及課（以下「県普及課」という。）、秋田ふるさと農業協同組合（以下「農協」という。）、秋田県農業共済組合横手市支所（以下「共済」という。）、秋田県土地改良事業団体連合会平鹿支部（以下「土地改良区」という。）、と十分な連携のもと濃密的指導を行うため横手市農業再生協議会（以下「市再生協」という。）を設置し、地域計画により担い手を中心とした目指すべき将来の農用地利用の姿を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して市再生協が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

(2) 農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員による掘り起こし活動を強化し、農地の出し手、及び受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結び付けて利用権設定等を進める。

また、これら農地の流動化に関しては、集団的土地利用を範としつつ、地域計画における目標地図を活用し全市に展開して集団化・連担化した条件で担い手に農用地が利用集積されるよう努める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、「農地中間管理事業」、「農業経営基盤強化促進事業」（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号、以下「法」という。）の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

(3) 横手市農業を担う農業経営体の育成を図るため、農業経営改善計画の認定制度（法第12条）を施策の中心として位置づけ、横手市農業委員会（以下、「農業委員会」という。）の支援による農用地の利用集積はもちろんのこと、農協と連携を密にして、農地貸借や農作業受委託の推進を図り、意欲的な農業経営の規模拡大に努める。その他支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、市が主体となって、関係機関、団体等の協力を求めつつ、制度の積極的な活用を図るものとする。

(4) 認定農業者の育成は国、県の各機関と市、農業委員会、農協等の相互の連携を踏まえ、認定を受けようとする個別経営体（以下「認定志向農業者」という。）や組織経営体等を対象に経営知識、栽培技術の指導、営農診断、情報交換等を濃密に実施し、経営改善意識の高揚を図りながら、認定農業者へと誘導する。農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営を更に向上するため、当計画の実践結果の点検と新たな計画の指導を行う。

また、生産組織は、効率的な生産単位として、また農地所有適格法人等の組織経営体への発展母体として最重要と位置づけ、オペレーター育成、農作業受委託の促進等を行うことにより、地域や集落の実態等に応じた育成を行うとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては積極的に法人への誘導を図る。

(5) 中山間地域においては、横手市と農業委員会が協力して、農地パトロールの強化を図り耕作放棄地の防止に努める。農業経営の発展を図ろうとする農業者に対しては、農地中間管理事業等の実施により農地の出し手に係る情報の提供を行い、安定的な農業経営を実現するため、適切な利用集積計画を推進していく。

(6) 横手市は、効率的かつ安定的な農業経営を営む上で、生きがい農業を行う高齢者、農村女性、小規模兼業農家との協調は不可欠であるため、補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体の発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指すのみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他施策に基づく農業経営基盤強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

また、生産性の向上や農作業の省力化・軽労化の実現に向け、ほ場整備の実施による大区画化及び団地化を進めるとともに、ICT・ロボット技術等を駆使したスマート農業の普及・拡大を図る。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

横手市の令和3年度の新規就農者は50人であり、過去5年間は平均40人ほどで、30人以上は確保されている。しかし、基幹的農業従事者のうち70歳以上が48%を占めており、すいか、きゅうりなどの野菜とりんごの産地としての生産量の維持・拡大を図っていくためには、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たな農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、横手市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

① 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農し定着する農業者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や秋田県農業経営基盤強化の促進に関する基本方針に掲げられた年間310人の新規就農者の育成・確保目標を踏まえ、本市においては年間30人の当該青年等の確保を目標とする。

また、現在の雇用就農の受け皿となる法人を5年間で10法人増加させる。

② 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する目標

本市及びその周辺市町その他産業従事者や優良な農業経営事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり2,000時間以内）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（3に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち従事者年間農業所得210万円程度）を目標とする。

また、経営基盤を持たない新規参入者等が、生産サイクルが長く収入を得るまで長い果樹等に取り組む場合は、3に示す効率的かつ安定的な農業経営の3割程度とするなど、状況を勘案し目標設定できるものとする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた当市の取組

上記に掲げるような新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農希望者に対して、農地に関しては農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については県普及課、農協等が重点的な指導を行うなど、地域の総力を挙げて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していく。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現在横手市で展開している優良事例を踏まえつつ、横手市における主要な営農類型についてこれを示す。

別紙1のとおり

第3 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標については、第2に示した農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標の5割とする。

第4 農業を担う者の確保及び育成を図るための体制の整備その他支援の実施に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

横手市の基幹産業として農業が持続的に発展していくため、第1の4に掲げる施策に基づき、効率的かつ安定的な農業経営を展開する農業経営体や新たに農業経営を営もうとする青年等を重点的に支援するとともに、マルチワークの一つとして就農を選択する者など、多様な形で農業に関わる者についても、地域農業の活性化や地域社会の維持の面で重要な役割を果たすことが期待されることから、相談対応や情報提供、研修の実施等のサポートを行う。

2 市が主体的に行う取組

横手市は、農業を担う者を幅広く確保し支援するため、農業経営に即したきめ細かなサポートを次により行う。

- ①新規就農や雇用就農、移住就農に関する情報提供、関係機関・団体との一体的な支援
- ②経営改善等に係る研修会、セミナー等の周知
- ③地域計画に位置付けられた者の指導助言
- ④その他、農業を担う者を幅広く確保・支援するための活動

3 関係機関との連携

横手市は、県普及課、農業委員会、土地改良区、農協等の関係機関と連携しつつ、横手市が全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等の確保、就農後の定着に向けたサポート等を次の役割分担により実施する。

- ①農地中間管理機構の機能を備えている公益社団法人秋田県農業公社（以下、「農業公社」という。）は、担い手の規模拡大や新規就農者の農地取得が円滑に進むように支援する。
- ②県普及課は、秋田県農業経営・就農支援センター（以下、「支援センター」という。）のサテライト機能を備えた経営・就農窓口により、効率的かつ安定的な農業経営体の支援、新規就農者の確保・育成及び関係機関との情報共有を行い、一体的な支援を行う。
- ③一般社団法人秋田県農業会議（以下、「農業会議」という。）、秋田県農業協同組合中央会（以下、「中央会」という。）及び秋田県土地改良事業団体連合会（以下、「土地連」という。）は、支援センターと連携して就農及び経営の支援を行う。
- ④農業委員会及び土地改良区は、農業を担う者の生活や生産基盤などの側面から相談などのサポートを行い、安定した経営を目指した相談対応を行う。
- ⑤農協は、作目ごとの営農技術等の指導、経営の移譲を希望する農業者の情報収集及び関係機関への提供を行うとともに、必要に応じて農業用機械の貸与、農作業の委託のあっせんなど必要なサポートを行う。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標及び農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営むものに対する農用地の利用の集積に関する目標

上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を、将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積の目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○ 効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積のシェア及び面的集積の目標	備考
面積のシェア：90%	目標年度（R7）

2 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

横手市内において定められる地域計画の実現に向けて、農地中間管理機構を軸として農用地の利用調整に取り組み、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の集約化を図る。特に、農地中間管理機構関連農地整備事業等の基盤整備事業を契機とした集約化を積極的に促進する。

3 その他農用地の利用関係の改善に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、市再生協を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、横手市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

また、地域の農用地の利用集積を適切かつ効率的に進める観点から、利用集積の対象者間の協議・調整を行うため、市再生協が中心となり、認定農業者連絡協議会、集落営農連絡協議会、各JA受託部会と十分な連携を図りながら進めるものとする。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。

この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

地域ごとの農用地の利用の改善については、次により進めることとする。

- (1) 中山間地域においては、地域の気候・風土・固有種などの特性を生かした作目の選定・普及を図るとともに、特定農業団体（法人）の育成・支援を強力に進める。また耕作放棄地の特定を行った上での地域農業に関わる長期の視点に立った利用調整や、用途変更などを検討する。
- (2) 平坦地域においては、稲作を中心とした野菜・花き・果樹・畜産などの複合化をより一層すすめ、学卒就農者・他産業からの就農者・地域の実情に応じた多様な農業法人などの担い手の育成・確保を広く進めるとともに、面的集積を行う組織的な体制を整備し、利用調整を行うことで作業効率性や農地の引き受け能力を高める取り組みを重点的に行う。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

横手市は、秋田県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第6「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しながら、横手市農業の地域特性、即ち、稲作を中心とした野菜、花卉及び畑作等の複合経営等多様な農業生産の展開を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

横手市は、農業経営基盤強化促進事業として次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業
- ⑤ 効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保に向け積極的に取り組む事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

なお、農業公社は、農地中間管理事業等の実施に当たり、農地の利用集積の円滑な実施を図る。

- (1) 平坦部の水田地域については、ほ場整備が完了している地区や、今後進められる地区があることから、より高能率な生産基盤条件の形成を生かすため、認定農業者や集落営農組織の育成、利用権設定等促進事業の重点的な推進を行うとともに、土地改良区の主体的な取組によって担い手が連担的な条件下で効率的な生産が行えるよう努める。
- (2) 中山間部においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、担い手不足による遊休農地の解消に努める。
更に、横手市は集落営農組織に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導・助言する。
以下、各個別事業ごとに述べる。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

- ① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人（法第18条第2項第6号に定める利用権設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者を除く）又は農地所有適格法人（農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。
 - ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。
 - (ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - (イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。
 - (ロ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。
 - (エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者（農業法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。
 - (オ) 所有権の移転を受ける場合は上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことが出来ると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

- ② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用賃借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農協又は農業協同組合連合会が当該事業の実施によって利用権の設定を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農協又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。
- ④ 法第18条第2項第6号に定める利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農協その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下、「政令」という。）第5条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。
- ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
- イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。
- ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。
- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。
- ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。
- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙2のとおりとする。
- ⑦ 農業経営の受委託にかかる利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を併せ行う農業法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合、その他農地等の利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。
- (2) 利用権の設定等の内容
- 利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の暫定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は別紙3のとおりとする。
- (3) 開発を伴う場合の措置
- ① 横手市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を行う内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日）付け経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）別記様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 横手市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げるすべての要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 横手市は、法第6条の規定による基本構想の承認後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める（附則第2条によりみなされる場合は不要）。
- ② 横手市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ③ 横手市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めることとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、横手市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 横手市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率等の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農協は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、(4)の③の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地の利用集積計画の作成

- ① 横手市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 横手市は、(5)の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農協又は土地改良区からの申し出があった場合には、その申し出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申し出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、横手市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 横手市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利がある場合にあつては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係わる法律関係

- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
- ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号、以下、「規則」という。）第1条の2各号で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況
- (8) 同意
横手市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。
ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。
- (9) 公告
横手市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を横手市の掲示板への掲示により公告する。
- (10) 公告の効果
横手市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係わる農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。
- (11) 利用権の設定等を受けた者の責務
利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。
- (12) 農業委員会への報告
横手市は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告（規則第16条の2）があった場合は、その写しを横手市農業委員会に提出するものとする。
- (13) 紛争の処理
横手市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払い等利用権の設定等に係わる土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申し出に基づき、その円満な解決に努める。
- (14) 農用地利用集積計画の取消し等
- ① 横手市の長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者（法第18条第2項第6号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。
 - ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
 - イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。
 - ウ その者が法人である場合においては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

- ② 横手市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。
- ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。
- イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ 横手市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を横手市の公報に記載することその他所定の手段により公告する。
- ④ 横手市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消に係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。
- ⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあつせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

2 農地中間管理機構が行う特任事業に関する事項

- (1) 横手市は、秋田県一円を区域として特例事業を行う農地中間管理機構との連携の下に、普及啓発活動等を行うことによって同機構が行う事業の実施の促進を図る。
- (2) 横手市、農業委員会、農協は、農地中間管理機構が行う中間保有・再配分機能を生かした特例事業を促進するため同機構に対し、情報提供、事業の協力を行うものとする。
- (3) 横手市は、市内の適切と認める地区ごとに、当該地区において中心的な役割を果たすことが見込まれる農業者（以下「中心経営体」という。）、当該地区における農業の将来の在り方及びそれに向けた農地中間管理事業の利用等に関する事項について、農業者その他の当該地区の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を地域計画として取りまとめ、公表する。また、地域計画作成・公表後も、その実行やフィードバックのため、定期的な話し合いを促し、中心経営体への農地の集積・集約化を図るものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

横手市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、横手市が定める地域計画との整合性を図りつつ、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り集落の一部を除外することができるものとする

(3) 農地利用改善事業の内容

農用地改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農地利用規定の内容

- ① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

ウ 農作業の効率化に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

- ② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実施方策を明らかにするものである。

(5) 農地利用規定の確認

- ① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱別記様式第4号の認定申請書を横手市に提出して、農用地利用規程について横手市の認定をうけることができる。

- ② 横手市は、申請された農用地利用規程が掲げる要件に該当するときは、法第23条1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

- ③ 横手市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係わる農用地利用規程を横手市の掲示板への提示により公告する。

- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

- (6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規定の認定
- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認められるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成する観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
- ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
- ③ 横手市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）について(5)①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは(5)の①の認定をする。
- ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨申し出があった場合に、特定農業法人が当該申し出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申し出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
 ウ 特定農用地利用規程において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用程度がその周辺地域における農用地の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以下の権原に基づき養及び収益をする場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。
- ④ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は、認定農業者と特定の農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係わる農業経営改善計画と見なす。
- (7) 農用地利用改善団体の勧奨等
- ア (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。
- イ ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施する。
 ウ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。
- (8) 農用地利用改善事業の指導、援助
- ① 横手市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
 ② 横手市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、県普及課、農業委員会、農協、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、市再生協との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

- 4 農協が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項
- (1) 農作業の受委託の促進
横手市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。
- ① 農協その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
 - ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
 - ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発
 - ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的促進措置との連携の強化
 - ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権設定への移行の促進
 - ⑥ 農作業の受委託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定
- (2) 農協による農作業の受委託のあっせん等
農協は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。
- 5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項
横手市は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るよう相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地利用集積円滑化団体の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。
また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。
- 6 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項
第1の5(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、その他の関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に実施する。
- (1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組
- ① 受入環境の整備
農業公社や県普及課、農業委員、指導農業士、農協等と連携しながら、就農相談会を定期的に開催し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して高校や大学等からの研修やインターンシップの受け入れを行う。
 - ② 中長期的な取り組み
生徒・学生が農業に興味を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるように教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みづくり等が代表的なものであるが、本市においては、小・中学生を主な対象としたこうした取り組みが進められており、農業に関する知見がさらに広められるようにする。
- (2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組
- ① 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援
本市が主体となって県普及課や農業委員、指導農業士、農協等と連携・協力して「営農計画書」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。
 - ② 就農初期段階の地域全体でのサポート
新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのために、新規就農者交流会への参加を促すとともに、認定農業者との交流の機会を設ける。
 - ③ 経営力の向上に向けた支援
①に掲げる「営農計画書」を活用した指導に限らず、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修会等の提供により、きめ細やかな支援を実施する。

④ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合性に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促進し、農業次世代人材投資資金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれるものについては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割

- ① 就農に向けた情報提供及び就農相談については支援センター、技術や経営ノウハウについての習得については秋田県農業試験場、横手市食農推進課等、就農後の営農相談等フォローアップについては県普及課、農協及び技術力・経営力に優れた認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。
- ② 就農に向けては、横手市が定める地域計画に位置づけられるように促すとともに、国の就農準備資金・経営開始資金や経営発展支援事業、青年等就農資金の積極的な活用、担い手向けの施策の情報提供等によって、さらに安定的な経営体への成長を促す機会の提供に努める。

7 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

横手市は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

- ① 横手市は、横手地区他8地区の農地集積加速化基盤整備事業による農業生産基盤整備の促進を通じて、ほ場の大区画化・汎用化を進めるとともに、近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。
- ② 横手市は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に、市内先進事例を範とし、面的な広がりでの田畑輪換を実施する集団的土地利用による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。
- ③ 横手市は集落排水事業8地区の統廃合を実施しており、大森地区他3地区の機能強化を図りながら、定住条件の整備を通じ、農業の担い手確保に努める。
- ④ 横手市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

横手市は、農業委員会、県普及課、農協、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営委基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第5で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農協及び土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、市再生協のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、横手市はこのような協力の推進に配慮する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

- 1 この基本構想は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成25年7月29日一部改正
- 3 平成26年9月22日一部改正
- 4 平成28年4月28日一部改正
- 5 平成29年7月13日一部改正
- 6 令和4年3月22日一部改正
- 7 令和5年9月29日一部改正

別紙1 (第2関係)

1 個別経営体

営農類型 ・経営規模	作目組合せ・規模		経営収支等	生産方式
	作目名(作型)	規模		
1 水稻+大豆 <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 1,600 a 計 2,000 a <土地利用> 水稻 1,200 a 大豆 800 a 計 2,000 a	主食用米(移植) 800 a 主食用米(多収) 400 a 大豆 800 a <農業従事の態様> ・家族労働力 2人 ・家族経営協定 妻 ・臨時雇用の確保 5/中, 10/中	<経営収支> 粗収益 23,115 千円 経営費 15,433 千円 (うち雇用費 480 千円) 所得 7,682 千円 (主たる従事者 5,282 千円) (補助的従事者 800 千円) <労働時間> 家族1人当たり 924 時間 臨時雇用(年間) 75 人日	<機械等装備> トラクター50ps、田植機6条、コンバイン4条、大豆コンバイン刈幅2m、乾燥機30石2基等の水稻・大豆用機械一式 <その他> ・主食用米 多収品種による収益確保	
2 水稻+飼料用米+加工用米 <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 1,600 a 計 2,000 a <土地利用> 水稻 2,000 a	主食用米(移植) 1,200 a 飼料用米(移植) 400 a 加工用米(移植) 400 a <農業従事の態様> ・家族労働力 2人 ・家族経営協定 妻 ・臨時雇用の確保 4/下~5/下	<経営収支> 粗収益 24,471 千円 経営費 17,313 千円 (うち雇用費 956 千円) 所得 7,158 千円 (主たる従事者 6,358 千円) (補助的従事者 800 千円) <労働時間> 家族1人当たり 1,026 時間 臨時雇用(年間) 150 人日	<機械等装備> トラクター50ps、田植機6条、コンバイン5条、乾燥機30石4基等の水稻用機械一式 <その他> ・飼料用米、加工用米 多収品種による収益確保	
3 水稻+野菜(えだまめ) <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 800 a 計 1,200 a <土地利用> 水稻 500 a 野菜 700 a 計 1,200 a	主食用米(移植) 500 a えだまめ(中生) 250 a えだまめ(中晩生) 250 a えだまめ(晩生) 200 a <農業従事の態様> ・家族労働力 2人 ・家族経営協定 妻 ・臨時雇用の確保 8月中旬 9/中~10/上	<経営収支> 粗収益 28,922 千円 経営費 23,479 千円 (うち雇用費 3,923 千円) 所得 5,443 千円 (主たる従事者 4,643 千円) (補助的従事者 800 千円) <労働時間> 家族1人当たり 941 時間 臨時雇用(年間) 613 人日	<機械等装備> トラクター50ps、田植機6条、コンバイン4条、乾燥機30石2基等の水稻用機械一式、管理機、防除機、脱莢機、選別機等のえだまめ用機械一式 <その他> ・エダマメ 8~10月出荷	
4 水稻+野菜(ねぎ) <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 700 a 計 1,100 a <土地利用> 水稻 880 a 野菜 220 a 計 1,100 a	主食用米(移植) 660 a 加工用米(移植) 220 a ねぎ(夏どり) 110 a ねぎ(秋冬どり) 80 a ねぎ(囲い) 30 a <農業従事の態様> ・家族労働力 3人 ・家族経営協定 妻、子 ・臨時雇用の確保 4/中下, 5/中 8/中~11/上	<経営収支> 粗収益 31,755 千円 経営費 21,827 千円 (うち雇用費 1,517 千円) 所得 9,928 千円 (主たる従事者 8,328 千円) (補助的従事者 1,600 千円) <労働時間> 家族1人当たり 1,603 時間 臨時雇用(年間) 237 人日	<機械等装備> トラクター50ps、田植機6条、コンバイン4条、乾燥機30石2基等の水稻用機械一式、収穫機、根葉切り皮むき機、管理機等のねぎ用機械一式 <その他> ・ねぎ 7~12月出荷	

営農類型 ・経営規模	作目組合せ・規模		経営収支等	生産方式
	作目名 (作型)	規模		
5 水稲+野菜(アスパラガス) <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 700 a 計 1,100 a <土地利用> 水稲 980 a 野菜 120 a 計 1,100 a	主食用米 (移植) 660 a 加工用米 (移植) 270 a アスパラガス (長期どり) 170 a アスパラガス (施設半促成) 1,000 m ²	3 人 妻, 子 5/上~9/中	<経営収支> 粗収益 23,509 千円 経営費 17,069 千円 (うち雇用費 800 千円) 所得 6,440 千円 (主たる従事者 4,840 千円) (補助的従事者 1,600 千円) <労働時間> 家族1人当たり 1,372 時間 臨時雇用 (年間) 125 人日	<機械等装備> トラクター50ps、田植機6条、コンバイン4条、乾燥機30石2基等の水稲用機械一式、パイプハウス330m ² 棟、管理機、防除機、選別機等のアスパラガス用機械一式 <その他> ・アスパラガス 4~10月上旬出荷
6 水稲+野菜(トマト) <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 730 a 計 1,130 a <土地利用> 水稲 1,100 a 野菜 30 a 計 1,130 a	主食用米 (移植) 660 a 加工用米 (移植) 440 a トマト (施設夏秋どり) 3,000 m ²	3 人 妻, 子 4/下, 5/中 7/中~下	<経営収支> 粗収益 22,592 千円 経営費 16,131 千円 (うち雇用費 235 千円) 所得 6,461 千円 (主たる従事者 4,860 千円) (補助的従事者 1,600 千円) <労働時間> 家族1人当たり 1,408 時間 臨時雇用 (年間) 37 人日	<機械等装備> トラクター32ps、田植機6条、コンバイン4条、乾燥機30石2基等の水稲用機械一式、ハウス330m ² 9棟、灌水設備、防除機等のトマト用機械一式 <その他> ・トマト 6~11月出荷
7 水稲+野菜(きゅうり) <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 700 a 計 1,100 a <土地利用> 水稲 1,060 a 野菜 40 a 計 1,100 a	主食用米 (移植) 660 a 加工用米 (移植) 400 a きゅうり (露地夏秋どり) 20 a きゅうり (施設半促成) 1,000 m ² きゅうり (施設抑制) 1,000 m ²	3 人 妻, 子 5/中~10/中	<経営収支> 粗収益 21,742 千円 経営費 15,598 千円 (うち雇用費 1,154 千円) 所得 6,144 千円 (主たる従事者 4,544 千円) (補助的従事者 1,600 千円) <労働時間> 家族1人当たり 1,494 時間 臨時雇用 (年間) 180 人日	<機械等装備> トラクター50ps、田植機6条、コンバイン4条、乾燥機30石2基等の水稲用機械一式、ハウス330m ² 3棟、灌水設備、防除機等のきゅうり用機械一式 <その他> ・きゅうり 5~11月出荷
8 水稲+野菜(すいか) <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 700 a 計 1,100 a <土地利用> 水稲 980 a 野菜 120 a 計 1,100 a	主食用米 (移植) 660 a 加工用米 (移植) 330 a すいか (露地トンネル) 60 a すいか (露地) 30 a すいか (露地, 抑制) 20 a	3 人 妻, 子 4/下, 7/中 5/中~6/上	<経営収支> 粗収益 23,022 千円 経営費 15,163 千円 (うち雇用費 582 千円) 所得 7,859 千円 (主たる従事者 6,259 千円) (補助的従事者 1,600 千円) <労働時間> 家族1人当たり 977 時間 臨時雇用 (年間) 91 人日	<機械等装備> トラクター50ps、田植機6条、コンバイン4条、乾燥機30石2基等の水稲用機械一式、マルチャー、玉磨き機、管理機、防除機等のすいか用機械一式 <その他> ・すいか 7/中~8/下出荷

営農類型 ・経営規模	作目組合せ・規模		経営収支等	生産方式
	作目名(作型)	規模		
9 水稲+花き(小ギク, スプレーギク) <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 540 a 計 940 a <土地利用> 水稲 850 a 花き 90 a 計 940 a	主食用米(移植) 540 a 加工用米(移植) 310 a 小ギク(露地) 80 a スプレーギク(施設) 1,000 m ²	2 人 妻 4/中~6/上 8/上, 10/上中	<経営収支> 粗収益 23,984 千円 経営費 18,539 千円 (うち雇用費 1,882 千円) 所得 5,445 千円 (主たる従事者 4,645 千円) (補助的従事者 800 千円) <労働時間> 家族1人当たり 1,386 時間 臨時雇用(年間) 294 人日	<機械等装備> トラクター50ps、田植機6条、コンバイン4条、乾燥機30石2基等の水稲用機械一式、パイプハウス330m ² 3棟、下葉取り機、結束機、管理機等のキク専用機械一式 <その他> ・小ギク 露地7/下~8/中出荷 ・スプレーギク 施設10/上~中出荷
10 水稲+花き(リンドウ) <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 500 a 計 900 a <土地利用> 水稲 750 a 花き 150 a 計 900 a	主食用米(移植) 540 a 加工用米(移植) 210 a リンドウ(露地) 150 a	2 人 妻 4/中~6/上 7/上~9/下	<経営収支> 粗収益 29,939 千円 経営費 24,379 千円 (うち雇用費 4,427 千円) 所得 5,560 千円 (主たる従事者 4,760 千円) (補助的従事者 800 千円) <労働時間> 家族1人当たり 1,529 時間 臨時雇用(年間) 692 人日	<機械等装備> トラクター50ps、田植機6条、コンバイン4条、乾燥機30石2基等の水稲用機械一式、下葉取り機、結束機、管理機、防除機等のリンドウ用機械一式 <その他> ・リンドウ 露地7/上~9/下出荷
11 水稲+花き(ダリア) <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 540 a 計 940 a <土地利用> 水稲 870 a 花き 70 a 計 940 a	主食用米(移植) 540 a 加工用米(移植) 330 a ダリア(施設) 1,000 m ² ダリア(露地) 60 a	3 人 妻, 子 4/下~5/下 9/上~10/下	<経営収支> 粗収益 24,518 千円 経営費 18,377 千円 (うち雇用費 835 千円) 所得 6,141 千円 (主たる従事者 4,541 千円) (補助的従事者 1,600 千円) <労働時間> 家族1人当たり 1,677 時間 臨時雇用(年間) 130 人日	<機械等装備> トラクター50ps、田植機6条、コンバイン4条、乾燥機30石2基等の水稲用機械一式、ハウス330m ² 3棟、灌水設備、管理機等のダリア用機械一式 <その他> ・ダリア 6/中~12/上出荷
12 水稲+果樹(りんご) <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 600 a 樹園地 120 a 計 1,120 a <土地利用> 水稲 1,000 a 果樹 120 a 計 1,120 a	主食用米(移植) 600 a 加工用米(移植) 400 a りんご 120 a	2 人 妻, 子 5/中, 10/上	<経営収支> 粗収益 21,986 千円 経営費 16,424 千円 (うち雇用費 556 千円) 所得 5,562 千円 (主たる従事者 4,762 千円) (補助的従事者 800 千円) <労働時間> 家族1人当たり 1,604 時間 臨時雇用(年間) 87 人日	<機械等装備> トラクター50ps、田植機6条、コンバイン4条、乾燥機30石2基等の水稲用機械一式、スピードスプレヤー、運搬車、乗用型モーター、高所作業車等のりんご用機械一式 <その他> ・りんご わい化栽培50%, 6品種

営農類型 ・経営規模	作目組合せ・規模		経営収支等	生産方式
	作目名(作型)	規模		
13 水稲+果樹(りんご, おうとう) <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 500 a 樹園地 130 a 計 1,030 a <土地利用> 水稲 900 a 果樹 130 a 計 1,030 a	主食用米(移植) 540 a 加工用米(移植) 360 a りんご 100 a おうとう 30 a <農業従事の態様> ・家族労働力 3人 ・家族経営協定 ・臨時雇用の確保	5/中, 10/上 6/上~7/上	<経営収支> 粗収益 23,712 千円 経営費 17,187 千円 (うち雇用費 338 千円) 所得 6,525 千円 (主たる従事者 4,925 千円) (補助的従事者 1,600 千円) <労働時間> 家族1人当たり 1,315 時間 臨時雇用(年間) 53 人日	<機械等装備> トラクター50ps、田植機6条、コンバイン4条、乾燥機30石2基等の水稲用機械一式、雨よけハウス12棟、スピードスプレーヤ、乗用型モーター、高所作業車、管理機等のりんご・おうとう用機械一式 <その他> ・りんご わい化栽培50%, 5品種
14 水稲+果樹(りんご, もも) <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 500 a 樹園地 130 a 計 1,030 a <土地利用> 水稲 900 a 果樹 130 a 計 1,030 a	主食用米(移植) 540 a 加工用米(移植) 360 a りんご 100 a もも 30 a <農業従事の態様> ・家族労働力 3人 ・家族経営協定 ・臨時雇用の確保	5/中~6/上 9/中, 10/上	<経営収支> 粗収益 22,696 千円 経営費 16,079 千円 (うち雇用費 165 千円) 所得 6,617 千円 (主たる従事者 5,017 千円) (補助的従事者 1,600 千円) <労働時間> 家族1人当たり 1,303 時間 臨時雇用(年間) 26 人日	<機械等装備> トラクター50ps、田植機6条、コンバイン4条、乾燥機30石2基等の水稲用機械一式、スピードスプレーヤ、運搬車、乗用型モーター、高所作業車、管理機、防風ネット等のりんご・もも用機械一式 <その他> ・りんご わい化栽培50%, 5品種
15 水稲+きのこ(菌床椎茸) <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 500 a 施設用地 20 a 計 920 a <土地利用> 水稲 900 a	主食用米(移植) 540 a 加工用米(移植) 360 a 菌床椎茸 4万菌床 <農業従事の態様> ・家族労働力 3人 ・家族経営協定 ・臨時雇用の確保	4下中~6/中	<経営収支> 粗収益 41,944 千円 経営費 35,726 千円 (うち雇用費 535 千円) 所得 6,218 千円 (主たる従事者 4,618 千円) (補助的従事者 1,600 千円) <労働時間> 家族1人当たり 1,952 時間 臨時雇用(年間) 84 人日	<機械等装備> トラクター50ps、田植機6条、コンバイン4条、乾燥機30石2基等の水稲用機械一式、菌床椎茸用パイプハウス264㎡6棟、散水・動力・暖房・空調等設備等の菌床椎茸用機械一式 <その他> ・菌床椎茸 2万菌床×2回転
16 水稲+畜産(肉用牛繁殖) <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 500 a 施設用地 7 a 計 907 a <土地利用> 水稲 900 a	主食用米(移植) 540 a 加工用米(移植) 360 a 肉用牛(繁殖) 40頭 <農業従事の態様> ・家族労働力 3人 ・家族経営協定 ・臨時雇用の確保	4/下, 5/中	<経営収支> 粗収益 35,794 千円 経営費 25,438 千円 (うち雇用費 51 千円) 所得 10,356 千円 (主たる従事者 8,756 千円) (補助的従事者 1,600 千円) <労働時間> 家族1人当たり 1,376 時間 臨時雇用(年間) 8 人日	<機械等装備> トラクター50ps、田植機6条、コンバイン4条、乾燥機30石2基等の水稲用機械一式、牛舎500㎡、堆肥舎125㎡、フロントローダー、ダンプトラック等の肉用牛用機械一式 <その他> ・肉用牛繁殖 経産牛40頭(黒毛和種)

営農類型 ・経営規模	作目組合せ・規模		経営収支等	生産方式
	作目名(作型)	規模		
17 水稲+畜産(比内地鶏) <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 500 a 施設用地 15 a 計 915 a <土地利用> 水稲 900 a	主食用米(移植) 540 a 加工用米(移植) 360 a 比内地鶏 8,000 羽 <農業従事の態様> ・家族労働力 3 人 ・家族経営協定 妻,子 ・臨時雇用の確保 5/中~5/下	<経営収支> 粗収益 28,566 千円 経営費 21,374 千円 (うち雇用費 46 千円) 所得 7,192 千円 (主たる従事者 5,592 千円) (補助的従事者 1,600 千円) <労働時間> 家族1人当たり 1,182 時間 臨時雇用(年間) 7 人日	<機械等装備> トラクター50ps、田植機6条、コンバイン4条、乾燥機30石2基等の水稲用機械一式、鶏舎264㎡4棟、育雛舎99㎡4棟等の比内地鶏用機械一式 <その他> ・比内地鶏 4,000羽×2回転	
18 野菜单一(ねぎ) <経営規模> 水田自作地 320 a	ねぎ(夏どり) 140 a ねぎ(秋冬どり) 150 a ねぎ(囲い) 30 a <農業従事の態様> ・家族労働力 3 人 ・家族経営協定 妻,子 ・臨時雇用の確保 4/中 8/中~11/中	<経営収支> 粗収益 31,257 千円 経営費 22,376 千円 (うち雇用費 2,680 千円) 所得 8,881 千円 (主たる従事者 7,281 千円) (補助的従事者 1,600 千円) <労働時間> 家族1人当たり 1,447 時間 臨時雇用(年間) 419 人日	<機械等装備> トラクター37ps、作溝成形機、管理機、収穫機、根葉切皮むき機、結束機等のねぎ用機械一式 <その他> ・ねぎ 8月~1月出荷	
19 野菜单一(えだまめ) <経営規模> 水田自作地 400 a 水田借地 600 a 計 1,000 <土地利用> えだまめ 1,000 a	えだまめ(露地極早生) 50 a えだまめ(露地早生) 150 a えだまめ(露地中生) 300 a えだまめ(露地中晩生) 300 えだまめ(露地晩生) 200 <農業従事の態様> ・家族労働力 3 人 ・家族経営協定 妻,子 ・臨時雇用の確保 7/中下,8/中 9/中~10/上	<経営収支> 粗収益 32,272 千円 経営費 25,780 千円 (うち雇用費 4,726 千円) 所得 6,492 千円 (主たる従事者 4,892 千円) (補助的従事者 1,600 千円) <労働時間> 家族1人当たり 749 時間 臨時雇用(年間) 738 人日	<機械等装備> トラクター32ps、収穫機管理機、防除機、脱莢機、選別機2台等のえだまめ用機械一式 <その他> ・えだまめ 7月~10月出荷	
20 花き単一(小ギク,輪ギク,トルコギキョウ) <経営規模> 水田自作地 140 a	小ギク(露地) 100 a 輪ギク(施設) 2,000 ㎡ トルコギキョウ(施設) 2,000 ㎡ <農業従事の態様> ・家族労働力 2 人 ・家族経営協定 妻 ・臨時雇用の確保 4/上~6/下 7/下~8/中	<経営収支> 粗収益 25,325 千円 経営費 20,017 千円 (うち雇用費 3,869 千円) 所得 5,308 千円 (主たる従事者 4,508 千円) (補助的従事者 800 千円) <労働時間> 家族1人当たり 1,627 時間 臨時雇用(年間) 605 人日	<機械等装備> トラクター32ps、管理機、自走式ブームスプレイヤー、フラワーバインダー等のキク類・トルコギキョウ用機械一式 <その他> ・キク類 7月下旬~8月中旬出荷 ・トルコギキョウ 10月出荷	

営農類型 ・経営規模	作目組合せ・規模		経営収支等	生産方式
	作目名(作型)	規模		
21 果樹単一(りんご) ＜経営規模＞ 樹園地 240 a	りんご(普通) りんご(わい化)	100 a 100 a	＜経営収支＞ 粗収益 19,500 千円 経営費 13,157 千円 (うち雇用費 208 千円) 所得 6,343 千円 (主たる従事者 4,743 千円) (補助的従事者 1,600 千円)	＜機械等装備＞ スピードスプレーヤ、運搬車、乗用型モアア、高所作業車、防除機等のりんご用機械一式 ＜その他＞ ・りんご わい化栽培50%, 6品種
22 畜産単一(肉用牛) 繁殖肥育一貫	肥育牛(肥育) 肉用牛(繁殖)	40 頭 30 頭	＜経営収支＞ 粗収益 30,785 千円 経営費 24,019 千円 (うち雇用費 0 千円) 所得 6,766 千円 (主たる従事者 5,966 千円) (補助的従事者 800 千円)	＜機械等装備＞ 牛舎540㎡、堆肥舎113㎡、トラクター25ps、フロントローダー等の肉用牛用機械一式 ＜その他＞ ・肉用牛 子牛生産頭数28頭 肥育牛販売頭数24頭
23 きのご単一(菌床椎茸) ＜経営規模＞ 施設用地 24 a	菌床椎茸	6万菌床	＜経営収支＞ 粗収益 46,398 千円 経営費 39,585 千円 (うち雇用費 607 千円) 所得 6,813 千円 (主たる従事者 5,213 千円) (補助的従事者 1,600 千円)	＜機械等装備＞ 菌床椎茸用パイプハウス264㎡9棟、散水・動力・暖房・空調設備、除雪機等の菌床椎茸用機械一式 ＜その他＞ ・菌床椎茸 3万菌床×2回転
24 野菜单一(ねぎ) ～新規就農～ ＜経営規模＞ 水田借地 200 a	ねぎ(夏どり) ねぎ(秋冬どり) ねぎ(囲い)	80 a 100 a 20 a	＜経営収支＞ 粗収益 19,491 千円 経営費 14,483 千円 (うち雇用費 1,570 千円) 所得 5,008 千円 (主たる従事者 4,208 千円) (補助的従事者 800 千円)	＜機械等装備＞ トラクター37ps、作溝成形機、管理機、収穫機、根葉切皮むき機、結束機等のねぎ用機械一式 ＜その他＞ ・ねぎ 8月～12月出荷
＜土地利用＞ 野菜 200 a	＜農業従事の態様＞ ・家族労働力 ・家族経営協定 ・農繁期の臨時雇用	2 人 妻 4/中 8/中～11/中	＜労働時間＞ 家族1人当たり 1,422 時間 臨時雇用(年間) 246 人日	

営農類型 ・経営規模	作目組合せ・規模		経営収支等	生産方式
	作目名(作型)	規模		
25 花き単一(キク類他) ～ 新規就農 ～ ＜経営規模＞ 水田借地 100 a	小ギク(露地) 輪ギク(施設) トルコギキョウ(施設)	80 a 1,000 m ² 1,000 m ²	＜経営収支＞ 粗収益 16,983 千円 経営費 13,769 千円 (うち雇用費 2,409 千円) 所得 3,214 千円 (主たる従事者 2,414 千円) (補助的従事者 800 千円)	＜機械等装備＞ トラクター32ps、管理機、自走式ブームスプレイヤー、フラワーバインダー等のキク類・トルコギキョウ用機械一式
＜土地利用＞ 花き 100 a	＜農業従事の態様＞ ・家族労働力 ・家族経営協定 ・農繁期の臨時雇用	2 人 妻 4/中～5/中 7/下～8/上	＜労働時間＞ 家族1人当たり 1,381 時間 臨時雇用(年間) 376 人日	＜その他＞ ・キク類 7月下旬～8月中旬出荷 ・トルコギキョウ 10月出荷

2 組織経営体(法人)

営農類型 ・経営規模	作目組合せ・規模		経営収支等	生産方式
	作目名(作型)	規模		
26 土地利用型 (水稻+大豆) ＜経営規模＞ 水田借地 10,000 a	主食用米(移植) 大豆	6,000 a 4,000 a	＜経営収支＞ 粗収益 117,359 千円 経営費 77,671 千円 (うち雇用費 3,136 千円) 所得 39,688 千円 (主たる従事者 7,938 千円)	＜機械等装備＞ トラクター50ps2台72ps2台、田植機8条3台、コンバイン6条2台、大豆コンバイン2台ほか水稻・大豆用機械一式
＜土地利用＞ 水稻 6,000 a 大豆 4,000 a 計 10,000 a	＜地域への還元＞ ・主たる従事者 ・地代支払い ・支払雇用労賃	5 人 11,000 千円 3,136 千円	＜労働時間＞ 主たる従事者 1,124 時間/人 臨時雇用(年間) 490 人日	
27 土地利用型 (水稻+飼料用米) ＜経営規模＞ 水田借地 10,000 a	主食用米(移植) 飼料用米(移植)	6,000 a 4,000 a	＜経営収支＞ 粗収益 127,188 千円 経営費 90,883 千円 (うち雇用費 5,648 千円) 所得 36,305 千円 (主たる従事者 7,261 千円)	＜機械等装備＞ トラクター50ps3台72ps3台、田植機8条3台6条1台、コンバイン6条3台4条1台、飼料用米乾燥調製機械ほか水稻用機械一式
＜土地利用＞ 水稻 10,000 a	＜地域への還元＞ ・主たる従事者 ・地代支払い ・支払雇用労賃	5 人 11,000 千円 5,648 千円	＜労働時間＞ 主たる従事者 1,320 時間/人 臨時雇用(年間) 883 人日	

営農類型 ・経営規模	作目組合せ・規模		経営収支等	生産方式
	作目名(作型)	規模		
28 複合型 (水稲+野菜(ねぎ)) ＜経営規模＞ 水田借地 5,000 a ＜土地利用＞ 水稲 3,000 a 大豆 1,600 a 野菜 400 a 計 5,000 a	主食用米(移植) 大豆 ねぎ(夏どり) ねぎ(秋冬どり) ねぎ(囲い)	3,000 a 1,600 a 150 a 200 a 50 a	＜経営収支＞ 粗収益 93,247 千円 経営費 62,293 千円 (うち雇用費 4,299 千円) 所得 30,954 千円 (主たる従事者 6,191 千円) ＜労働時間＞ 主たる従事者 1,753 時間/人 臨時雇用(年間) 672 人日	＜機械等装備＞ トラクター50ps1台72ps2台、田植機8条1台、コンバイン6条1台、大豆コンバイン1台、汎用乾燥機2基等の水稲・大豆用機械一式、収穫機、根葉切り皮むき機、管理機等のねぎ用機械一式
29 複合型 (水稲+大豆+野菜(えだまめ)) ＜経営規模＞ 水田借地 5,000 a ＜土地利用＞ 水稲 3,000 a 大豆 1,300 a 野菜 700 a 計 5,000 a	主食用米(移植) 大豆 えだまめ(中生) えだまめ(中晩生) えだまめ(晩生)	3,000 a 1,300 a 250 a 250 a 200 a	＜経営収支＞ 粗収益 74,598 千円 経営費 53,841 千円 (うち雇用費 4,528 千円) 所得 20,757 千円 (主たる従事者 5,189 千円) ＜労働時間＞ 主たる従事者 1,164 時間/人 臨時雇用(年間) 708 人日	＜機械等装備＞ トラクター50ps1台72ps1台、田植機8条1台、コンバイン6条1台、大豆コンバイン1台、汎用乾燥機2基等の水稲・大豆用機械一式、管理機、防除機、脱炭機、選別機等えだまめ用機械一式
30 複合型 (水稲+花き(小ギク, スプレーギク)) ＜経営規模＞ 水田借地 5,000 a ＜土地利用＞ 水稲 4,800 a 花き 200 a 計 5,000 a	主食用米(移植) 加工用米(移植) 小菊(露地) スプレーギク(施設)	3,000 a 1,800 a 150 a 5,000 m ²	＜経営収支＞ 粗収益 93,072 千円 経営費 65,814 千円 (うち雇用費 6,728 千円) 所得 27,258 千円 (主たる従事者 6,815 千円) ＜労働時間＞ 主たる従事者 1,573 時間/人 臨時雇用(年間) 1,051 人日	＜機械等装備＞ トラクター50ps1台72ps1台、田植機8条1台、コンバイン6条1台、大豆コンバイン1台、汎用乾燥機2基等の水稲・大豆用機械一式、管理機、自走式ブームスプレイヤー、フラワーバインダー、結束機等キク類用機械一式

別紙2 (第6の1の(1)⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象宇土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298号第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
… 法第18条第3号第2号イに掲げる事項
 - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
… その土地を効率的に利用することができることと認められること
- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農業協同組合法人（農業生産法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行う者に限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地として）（その事業を行う事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
… その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するための利用権の設定等を受ける場合
… その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年制令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
… その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙3 (第6の1 (2) 関係)

I 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するための利用権 (農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。) の設定又は移転を受ける場合

① 存続期間 (又は残存期間)	② 借賃の算定基準	③ 借賃の支払方法	④ 有益費の償還
<p>1. 存続期間は20年 (開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を発揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間) 以内とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて妥当な存続期間とすることもできる。</p> <p>2. 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定 (又は移転) される利用権の当事者が当該利用権の存続期間 (又は残存期間) の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1. 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の情勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2. 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の生産力を発揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4. 借賃を金銭以外のものとする場合は、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。この場合において、その金銭以外のものとして定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」(平成13年3月1日付け12経営第1153号 農林水産事務次官通知) 第6に留意しつつ定めるものとする。</p>	<p>1. 借賃は毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2. 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3. 借賃を金銭以外のものとした場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定 (又は移転) を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2. 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定 (又は移転) を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、本市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする貸借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1. 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2. 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3. 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

III 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1. 作目等毎に農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2. 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないうときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p>